平成２９年（フ）第８号
宮崎県日向市江良町２丁目43番地　セジュールＢ棟202号
債務者　小夜　歳和
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保山博充
4　破産債権の届出期間　平成29年３月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月12日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年５月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１８４７号
福岡県糸島市潤２丁目６番１―805号
債務者　濱山　直明
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３５号
福岡市中央区大名１丁目９番21―803号
債務者　石田　勝則
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉井　和明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月28日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県太宰府市都府楼南４丁目30番33―701号
債務者　池田留美子
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北園　勝蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第６号
鹿児島県鹿児島市下田町1919番地　ソーバーハウス６号館、住民票上の住所鹿児島県南九州市川辺町清水9522番地
債務者　中島　健司
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前原友紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１６７３号
福岡県宗像市光岡４番地５　ウィンクス光岡307号
債務者　濱田　義弘
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　守田　尚弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４４号
福岡県朝倉市大庭1561番地１
債務者　三笠　順子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　昌孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後４時
5　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１号
福島市土湯温泉町字八郎畑２番地
債務者　陳野原みき
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安倍　孝祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１６７８号
福岡県糟屋郡志免町王子４丁目12番６号、申立時の住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木430番地１
債務者　進藤　博之
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田裕美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月11日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３３号
福岡市博多区麦野１丁目10番２―203号
債務者　野見山賢一
1　決定年月日時　平成29年１月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野隆二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年４月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５号
秋田県湯沢市字留院内字山根30番地１
債務者　髙橋キミ子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第６号
秋田県湯沢市皆瀬字山岸52番地
債務者　佐藤　フジ
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３２７号
函館市富岡町３丁目５番７号、住民票上の住所函館市富岡町２丁目44番１号
債務者　一戸奈緒子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２９号
函館市鍛治２丁目10番１―102号
債務者　茂庭　美保
1　決定年月日時　平成29年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１９８号
山形県西村山郡大江町大字左沢2125番地の17
債務者　小濱　善子
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
山形県東村山郡山辺町大字山辺1481番地１　ひまわり　201号室
債務者　佐々木　裕
1　決定年月日時　平成29年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
山形地方裁判所民事部